ト　別表第五の一の項及び四の項の上欄に掲げる土地（同表の一の項の上欄に掲げる土地にあっては、土壌の第一種特定有害物質又は第三種特定有害物質による汚染状態が土壌溶出量基準に適合しない土地及び土壌の第二種特定有害物質による汚染状態が第二溶出量基準に適合しない土地を除く。）に該当する要措置区域であって、不溶化が講じられているもの（別表第六の七の項の下欄第一号に掲げる原位置不溶化に係る工程のうち、ホ以外の工程が完了しているもの、又は同欄第二号に掲げる不溶化埋め戻しに係る工程のうち、ホ以外の工程が完了しているものに限る。）

（帯水層の深さに係る確認の申請）

第四十四条　前条第一号ロの確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第七による申請書を提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　要措置区域の所在地

三　要措置区域のうち地下水位を観測するための井戸を設置した地点及び当該地点に当該井戸を設置した理由

四　前号の地下水位の観測の結果

五　観測された地下水位のうち最も浅いものにおける地下水を含む帯水層の深さ

2　前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一　前項第三号の井戸の構造図

二　前項第三号の井戸を設置した地点を明らかにした当該要措置区域の図面

三　前項第五号の帯水層の深さを定めた理由を説明する書類

3　都道府県知事は、第一項の申請があったときは、同項第三号の井戸を設置した地点及び当該地点に当該井戸を設置した理由並びに同項第四号の観測の結果からみて前項第三号の帯水層の深さを定めた理由が相当であると認められる場合に限り、前条第一号ロの確認をするものとする。

4　都道府県知事は、前条第一号ロの確認をする場合において、当該確認に係る地下水位及び帯水層の深さの変化を的確に把握するため必要があると認めるときは、当該確認に、当該地下水位及び帯水層の深さを都道府県知事に定期的に報告することその他の条件を付することができる。

5　都道府県知事は、前条第一号ロの確認をした後において、前項の報告その他の資料により当該確認に係る要措置区域において当該確認に係る深さまで帯水層が存在しないと認められなくなったとき又は前項の報告がなかったときは、遅滞なく、当該確認を取り消し、その旨を当該確認を受けた者に通知するものとする。

（土地の形質の変更に係る確認の申請）

第四十五条　第四十三条第二号の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第八による申請書を提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　土地の形質の変更（当該土地の形質の変更と一体として行われる指示措置等を含む。次号を除き、以下この条において同じ。）を行う要措置区域の所在地

三　土地の形質の変更の種類

四　土地の形質の変更の場所

五　土地の形質の変更の施行方法

六　土地の形質の変更の着手予定日及び完了予定日

2　前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一　土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした要措置区域の図面

二　土地の形質の変更の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図

3　都道府県知事は、第一項の申請があったときは、当該申請に係る土地の形質の変更が次の要件のいずれにも該当すると認められる場合に限り、第四十三条第二号の確認をするものとする。

一　当該申請に係る土地の形質の変更とそれと一体として行われる指示措置等との間に一体性が認められること。

二　当該申請に係る土地の形質の変更の施行方法が第四十三条第二号の環境大臣が定める基準に適合していること。

三　当該申請に係る土地の形質の着手予定日及び完了予定日が法第七条第一項の期限に照らして適当であると認められること。

（土地の形質の変更の施行方法に係る確認の申請）

第四十六条　第四十三条第三号の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第九による申請書を提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　土地の形質の変更を行う要措置区域の所在地

三　土地の形質の変更の種類

四　土地の形質の変更の場所

五　土地の形質の変更の施行方法

六　土地の形質の変更の着手予定日及び完了予定日

七　土地の形質の変更を行う要措置区域において講じられている汚染の除去等の措置

2　都道府県知事は、前項の申請があったときは、当該申請に係る土地の形質の変更の施行方法が第四十三条第二号の環境大臣が定める基準に適合していると認められる場合に限り、同条第三号の確認をするものとする。

（形質変更時要届出区域の指定の公示）

第四十七条　法第十一条第三項において準用する法第六条第二項の規定により、都道府県が行う形質変更時要届出区域（法第十一条第二項に規定する形質変更時要届出区域をいう。以下同じ。）の指定及びその解除の公示は、当該指定及びその解除をする旨、当該形質変更時要届出区域、当該形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類並びに指定の解除の公示の場合にあっては当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置を明示して、都道府県又は令第八条に規定する市の公報に掲載して行うものとする。この場合において、当該形質変更時要届出区域の明示については、第三十二条後段の規定を準用する。

第二十九条中「第二十三条から前条」を「前二条」に改め、同条を第四十一条とする。

第二十八条第一項中「地下水」を「別表第五の一の項に規定する地下水」に、「土壌汚染の除去、原位置封じ込め、遮水工封じ込め、原位置不溶化、不溶化埋め戻し、遮断工封じ込め、土壌入換え、盛土、舗装及び立入禁止」を「同表の二の項に規定する原位置封じ込め、遮水工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止及び土壌汚染の除去、同表の三の項に規定する遮断工封じ込め、同表の四の項に規定する不溶化、同表の七の項に規定する舗装及び立入禁止、同表の八の項に規定する土壌入換え並びに同表の九の項に規定する盛土」に、「別表第五」を「別表第六」に改め、同条第二項を削り、同条を第四十条とする。

第二十四条から第二十七条までを削る。

第二十三条を次のように改める。

（汚染の除去等の措置）

第二十三条　別表第五の上欄に掲げる土地において講ずべき汚染の除去等の措置は、それぞれ同表の中欄に定める汚染の除去等の措置とする。

第二十三条を第三十九条とする。